

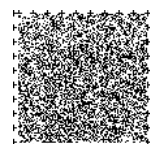
あんしん事業

のご案内



世田谷区 社会福祉協議会

● 支えあい ● 心をつなぐ ● 合い言葉 ●



世田谷区社会福祉協議会とは

地域福祉の推進を目的として、区民をはじめ地域社会を形づくる多様な立場の方々が参画する、社会福祉法に定められた非営利組織です。誰もが、個人として尊ばれながら、住みなれた地域で安心して生活できるよう、世田谷区社会福祉協議会は各種福祉サービスや相談活動等を通じて、さまざまな場面で地域福祉の向上に努めています。



成年後見センターとは

判断能力が十分でなくなっても、地域で自分らしい生活を続けられるよう、あんしん事業の実施、成年後見制度の利用促進・事業体制整備に取り組んでいます。

〈成年後見センターで行っていること〉



相談員による相談

あんしん事業・成年後見に関する相談、申立支援や親族後見人の相談等をお受けします。

予約制



弁護士による あんしん法律相談

成年後見制度、相続、遺言などについて相談をお受けします。

予約制



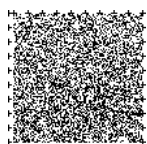
成年後見制度 申立手続き説明会

親族のための申立を考えている方を対象に、申立書類の書き方を具体的に説明します。



研修・講座など

「区民成年後見人」の養成、「おい支度講座」「成年後見セミナー」などを開催しています。



あんしん事業

※「あんしん事業」は、世田谷区内で使用されている
地域福祉権利擁護事業の呼称です。

Q1 あんしん事業とはどんな制度？

A 加齢や障害により、以下のことを感じるようになった方たちのサポート及び見守りを定期的に行う制度です。

- 郵便物を見て必要な手続きをするのが大変とを感じるようになった。
- 介護保険等の福祉サービスを利用したいけれど、手続きの仕方がわからない。
- 金融機関での預け入れや払い出し手続きが必要なのに、銀行に行けない。
- 介護保険料・住民税・住宅使用料等の減免対象者なのに、必要な手続きが分からない。
- 通帳や印鑑の保管場所を忘れてしまう。
- 商品勧誘の人が来たときに、断ることができない。

相談からサービス提供まで、社会福祉協議会の職員である「専門員」や「生活支援員」がご自宅を訪問いたします。

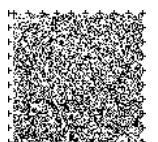
■専門員

困りごとや悩みごとについてご相談をお受けします。そして、ご本人の希望をもとに、適切な支援計画を作ります。

サービスの利用を始めてからも、支援計画を変えたい場合や心配な点があればいつでもご自宅にうかがいます。

■生活支援員

支援計画にそって定期的に訪問する、一番身近でご相談にのる職員です。福祉サービスの利用手続きや郵便物の整理、預金の出し入れをお手伝いします。



Q2 あんしん事業は、どんなことをしてくれるの？

A 各種福祉サービスの申込み、契約手続き、日常的なお金の出し入れ、預貯金通帳の預かり、郵便物の整理などのお手伝いをします。

■福祉サービスの利用援助（基本サービス）

福祉サービスを”あんしん”してご利用いただけるように、手続き等のお手伝いをします。

- 福祉サービス利用に関する相談・情報提供
- 福祉サービスの利用手続きや利用料を支払う手続き
- 区役所などから届く郵便物の整理
- 福祉サービスの苦情を解決するための手続き

■日常的金銭管理サービス（オプション）

日常の暮らしに欠かせない、お金の出し入れ等をお手伝いします。

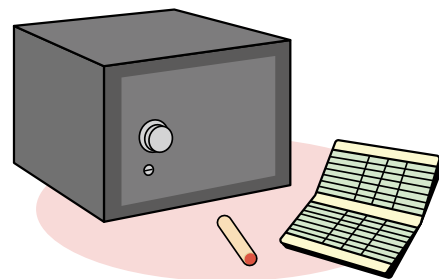
- 日常生活に必要な預金の払戻し、預け入れ、解約の手続き
- 社会保険料、公共料金、家賃などの支払い手続き
- 年金や福祉手当の受領に必要な手続き

※必要に応じて、日常生活に使用する普通預金通帳や銀行印をお預かりします。

■書類等預かりサービス（オプション）

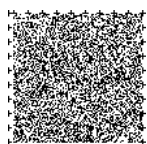
大切な書類、通帳、印鑑などをお預かりします。

- 年金証書
- 預貯金の通帳（1,000万円程度以内）とキャッシュカード
- 権利証
- 契約書類
- 保険証書
- 実印、銀行印



※お預かりできないもの

➡ 宝石や骨とう品、有価証券、自宅の鍵、遺言書など/頻繁に出し入れを必要とするもの



Q3 どうしたら利用できるの？

A 世田谷区社会福祉協議会にご連絡ください。
そこから手続きが始まります。 ※初回の訪問から契約まで約2カ月かかります。

—相談の受付—

ご本人以外でも、ご家族や身近な方、行政の窓口、民生委員、あんしんすこやかセンターの職員、介護支援専門員（ケアマネージャー）などを通じてのお問い合わせも受け付けます。

プライバシーは厳守します。まずはご相談ください。

—訪問—

福祉の専門的な知識をもった専門員がご自宅などを訪問し、事業の説明をいたします。

—利用申込み—

あんしん事業のご利用を希望される場合は、利用申込書に記入して頂きます。

—支援計画作成—

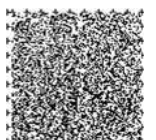
ご相談内容について一緒に考え、困りごとやご希望をうかがった上で支援内容や訪問回数などをご提案します。また、生活状況や今後の生活のご希望等についても伺いいたします。

—契約—

支援計画を十分ご理解いただいた上で、世田谷区社会福祉協議会と利用契約を結びます。

—サービス開始—

支援計画にそって、生活支援員がご自宅を訪問しサービスを提供します。



Q4 サービス利用に費用はかかる？

A 相談から、支援計画の作成、契約の締結までは無料です。
サービス開始からは有料になります。

《サービス利用料》

福祉サービスの 利用援助	1時間あたり1,000円（1時間を超えた場合 30分ごとに500円加算）
日常的な金銭管理 サービス ※	
書類等 預かりサービス	1 か月 1,000 円

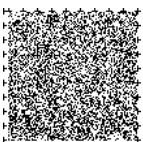
※日常的な金銭管理サービスをご利用の方で、地域社協事務所で通帳を預かる場合、始めの1時間は2,500円となります。（1時間を超えた場合は30分ごとに500円加算）

- 注) ①上記料金のほかに、ご本人宅からサービス提供機関や金融機関等へ出向いた際に生じた交通費については、ご本人にご負担いただきます。
- ②日常的な金銭管理サービスで生活支援員が扱う通帳は、100 万円以下の通帳とさせていただきます。
- ③在宅生活を支えることを目的としているため、原則として入院中の方は、自宅に戻られてから支援開始となります。
- ④生活保護受給中の方は、原則として「日常的な金銭管理サービス」はご利用いただけません。

Q5 安心して利用するためのしくみはある？

A 東京都社会福祉協議会に2つの委員会を設置しています。

利用者と世田谷区社会福祉協議会の契約内容を審査するための契約締結審査会と、サービス提供の適切さを監督するための運営適正化委員会を設置しています。利用者はいつでも運営適正化委員会に苦情を伝えることができます。

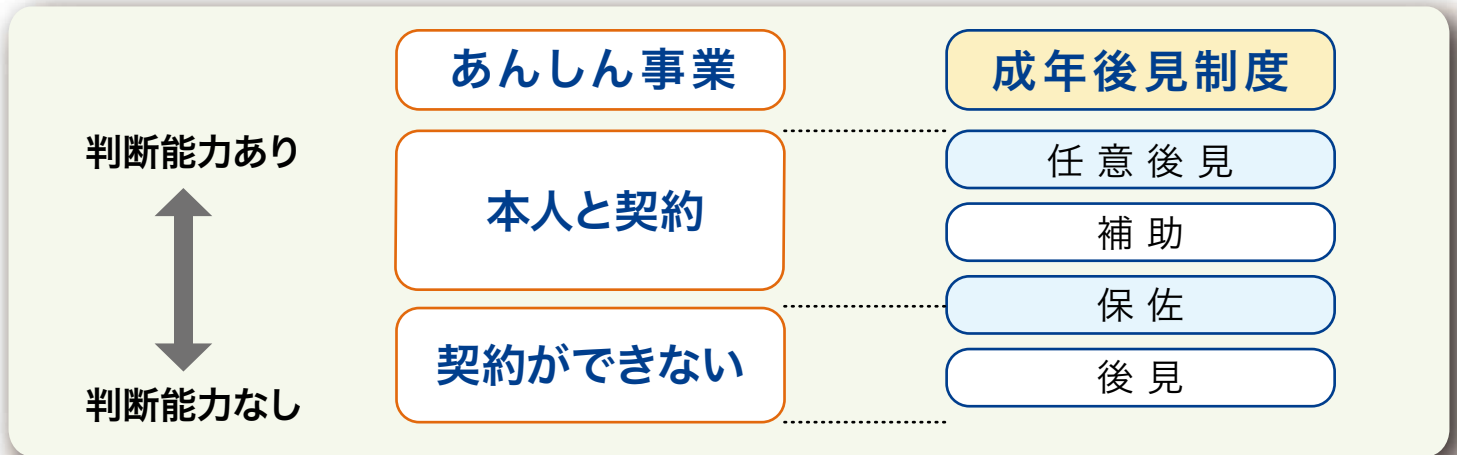


これらの審査会や委員会は、法律、福祉、医療の専門家と当事者組織などで構成されており、適正な事業運営に努めています。

Q6 あんしん事業(地域福祉権利擁護事業)と成年後見制度の関係は？

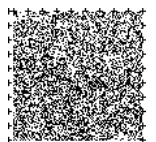
A 自分で契約等の手続きや財産管理ができなくなり、あんしん事業の範囲を超えた支援が必要になった場合は、成年後見制度の利用が適切です。家庭裁判所が選任した成年後見人等が、家庭裁判所の監督のもと法的な権限を持ってご本人を支援します。

■ あんしん事業と成年後見制度の対象者



■ あんしん事業と成年後見制度の支援の範囲

	支援内容	あんしん事業	成年後見制度
日常生活に関すること	日常的な金銭管理	○	○ ※取消はできない
	預金通帳や銀行印の保管	○	○
	年金の受領	○	○
	介護保険サービスの利用契約	△ ※手続き支援のみ	○
	病院入院契約	△ ※手続き支援のみ	○
療養・看護に関すること	医療や住居の確保	×	○
	施設への入退所契約	△ ※手続き支援のみ	○
	施設での生活の見守り、異議申立	×	○
重要な財産に関すること	不動産の処分や管理	×	○
	遺産分割	×	○
	消費者被害の場合の契約の取消	△ ※手続き支援のみ	○



世田谷区社会福祉協議会 成年後見センター

成年後見センター 

〒157-0066
世田谷区成城6-3-10
成城6丁目事務所棟3階

電話：03-6411-3950
FAX：03-6411-2247



地域社協事務所 連絡先

世田谷地域社会福祉協議会事務所

〒154-0004
世田谷区太子堂2-12-2
T-one世田谷ビル5階

電話：03-3419-2311
FAX：03-3419-2354

北沢地域社会福祉協議会事務所

〒155-0031
世田谷区北沢2-11-3
イサミヤビル3階

電話：03-5787-8537
FAX：03-5787-8533

玉川地域社会福祉協議会事務所

〒158-8503
世田谷区等々力3-4-1
玉川総合支所2階

電話：03-3702-7777
FAX：03-3702-7861

砧地域社会福祉協議会事務所

〒157-0066
世田谷区成城2-33-15
成城二丁目事務所棟 1階

電話：03-5727-6101
FAX：03-5727-6103

烏山地域社会福祉協議会事務所

〒157-0062
世田谷区南烏山5-18-13
モリッチビル4階

電話：03-5314-1891
FAX：03-5314-1893

